

電子契約の手引き

三島市財政課契約係

電子契約の対象

対象契約

建設工事及び建設関連業務委託（電子入札案件のみ）

※令和8年1月公告/指名以降の案件を対象とします。

※議会案件は対象外です。

対象業者

電子契約の利用に同意した業者

※契約時に「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出してください。提出がない場合は、従来の紙契約となります。

電子契約の流れ

- 1.電子契約同意書兼メールアドレス確認書の提出【共通】
- 2.建設リサイクル法に基づく書類の提出【対象工事のみ】
- 3.契約保証関係書類の提出【工事または一部コンサル】
- 4.電子契約システム（クラウドサイン）の操作【共通】

三島市契約規則第28条の規定により、落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内に契約を締結しなければならないため、速やかな手続きをお願いします。

1. 電子契約同意書兼メールアドレス確認書の提出【共通】

電子入札システムから落札決定通知または保留通知が送信されたことを確認した後、入札公告または市ホームページに記載のURLより「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」（以下、同意書という）をご提出ください。

提出先URLはこちら▼

<https://logoform.jp/form/pqff/1308570>

※事後審査が必要な案件の場合は、同時に「入札参加資格審査書類」をご提出ください。

別記様式（第8条関係）

電子契約同意書兼メールアドレス確認書

令和 年 月 日

三島市長 あて

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名
連絡先(電話)

下記の案件に係る契約について、発注者が指定する電子契約サービスを利用して契約を締結することに同意します。

記

1 案件名（業務名、工事名等）

--

2 契約内容の確認を行う者及びメールアドレス

【確認者1】

契約締結権者又は契約締結権者から本契約の締結を委任された者

契約締結権限者	役職		氏名	
メールアドレス				

【確認者2】

本契約における契約事務担当者

契約事務担当者	役職		氏名	
メールアドレス				

(注)

- 1 フリーメールアドレスは指定しないでください。
- 2 確認者1及び確認者2はそれぞれ異なるメールアドレスを指定してください。
- 3 電子契約サービスから契約書の内容確認メールが確認者2、確認者1の順に届き、両者が契約内容を確認し、その後、本市が合意することで、契約締結が完了します。
- 4 確認者1（契約締結権限者）は、社内規程等により契約締結権限を持つ者であれば必ずしも代表者である必要はありません。
- 5 確認者1（契約締結権限者）が確認者2（契約事務担当者）を兼務している場合は、確認者2の記載は不要です。

2. 建設リサイクル法に基づく書類の提出【対象工事のみ】

リサイクル法対象工事の場合は、落札決定日から2営業日以内に「法第13条及び省令第4条に基づく書面及び別紙」をメールで提出してください。

提出手順

- ①受注者が「リサイクル法に基づく説明書」、「別表」を作成し、データを設計書記載の設計担当課へメール等で提出
- ②設計担当課から内容の可否について連絡（※修正が指示された場合は再提出）
- ③設計担当課から承認された内容で「法第13条及び省令第4条に基づく書面及び別紙」を作成し、メールで契約担当課（契約係又は企業会計担当課）に提出

※設計担当課・契約担当課の連絡先は、下記のホームページに掲載している「案件ごとの担当課連絡先」をご確認ください。

市公式ホームページ：<https://www.city.mishima.shizuoka.jp/061997.html>

3. 契約保証関係書類の提出【工事または一部コンサル】

対象案件

- ・全ての工事契約
- ・コンサル契約（契約金額300万円以上かつ過去2年間に当市での契約実績がない業者の場合）

提出方法

別紙「契約締結方法について」をご確認いただき、契約締結までに保証証書等をご提出ください。なお、提出先については前頁記載の「案件ごとの担当課連絡先」をご確認ください。

※令和8年1月より前払い保証会社及び一部保険会社の保証について電子保証の利用を開始しました。

4. 電子契約システム(クラウドサイン)の操作【共通】

①メール受信

同意書に記載したアドレスにクラウドサインからメールで確認依頼が届きます。



4. 電子契約システム(クラウドサイン)の操作【共通】

②内容確認

ブラウザ上で契約書の内容を確認します。



書類内容の確認

この書類を転送する 同意せず却下する

書類の内容をご確認の上、問題なければページ下部の「書類の内容に同意」ボタンを押してください。

デモサンプル.pdf

ダウンロード

1/3

サービス体験デモ用秘密保持契約書

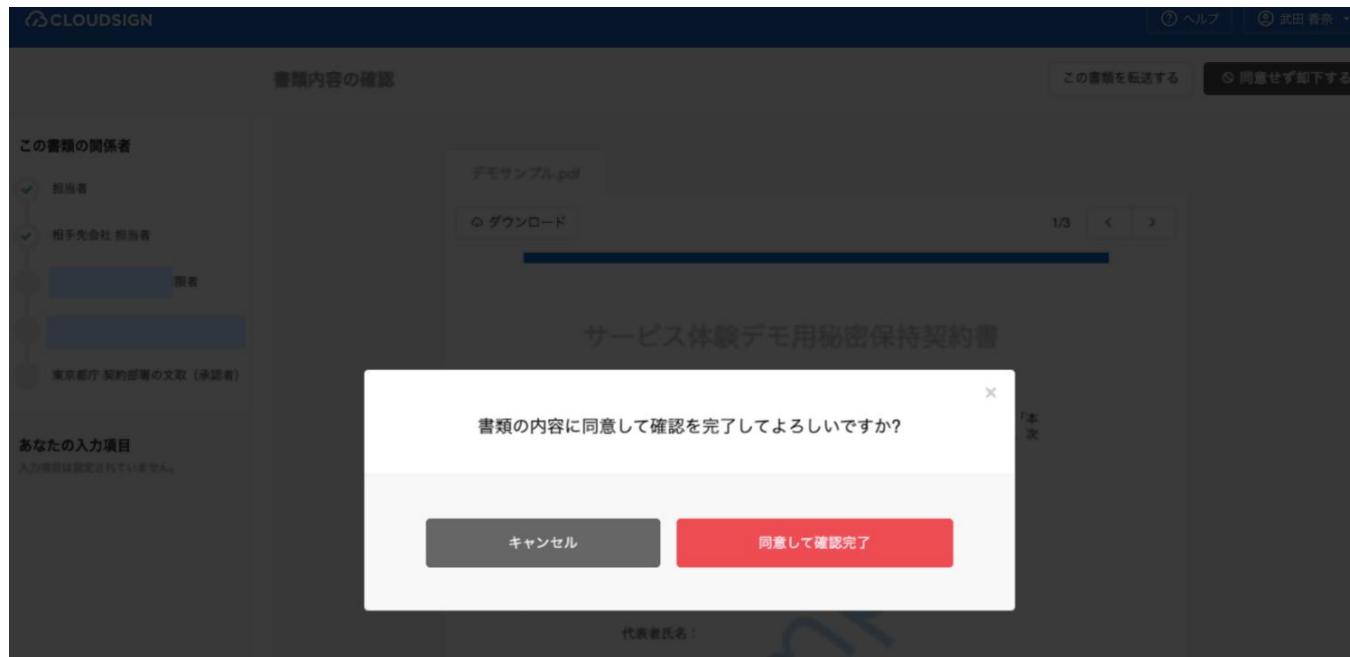
各当事者は、甲乙間において取引を行う又は取引を検討する目的（以下、「本件目的」という。）として、甲乙間において相互に開示された情報につき、次のとおり秘密保持契約（以下、「本契約」という。）を締結する。



4. 電子契約システム(クラウドサイン)の操作【共通】

③同意

内容を確認し、問題なければ「同意して確認完了」を押下します。
確認者 2 → 確認者 1 の順で①～③を実施します。



4. 電子契約システム(クラウドサイン)の操作【共通】

④PDFファイルの契約書が添付されたメールを受信

三島市がクラウドサインで同意を行うと、電子署名付与済みのPDFの契約書が添付されたメールが届くので、ダウンロードしてください。



※PDFファイルが契約書原本となるため、必ず適切に保管・管理してください。

4. 電子契約システム(クラウドサイン)の操作【共通】

④PDFファイルの契約書が添付されたメールを受信

ファイルサイズ6MB以上の場合、契約書がメール添付されないため、メール本文中の「契約書をダウンロードする」ボタンからダウンロードをお願いします。

※URLの有効期間は10日間です。

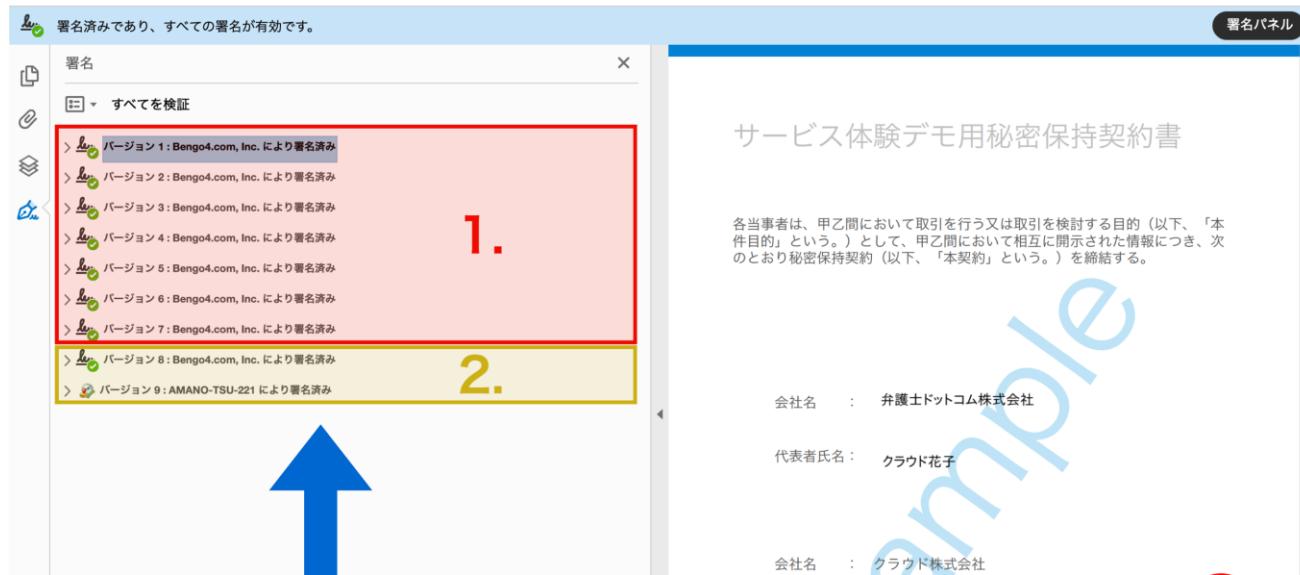


※PDFファイルが契約書原本となるため、必ず適切に保管・管理してください。

4. 電子契約システム(クラウドサイン)の操作【共通】

⑤電子署名・タイムスタンプの確認

Adobe Acrobat ReaderでPDFファイルを開き、署名パネルで電子署名・タイムスタンプが確認できれば、契約締結完了です。



1.電子署名（赤の枠線部分）

2.タイムスタンプ（黄色の枠線部分）

変更契約について

- ・電子契約対象案件については、変更契約も電子契約が可能です。
- ・電子契約を希望する場合には、変更協議書を担当課に提出いただく際に、併せて同意書をご提出ください。

※当初契約時に同意書を提出いただいている場合も、再度提出が必要になります。

その他

- ・電子契約利用開始に伴い、従来の紙契約の方法にも一部変更があるため、
「契約締結方法について」をご確認ください。
- ・令和8年1月より契約保証及び前払金保証（中間前払金を含む。）について、電子保証の取扱いを開始しました。詳細は下記のホームページをご確認ください。

市公式ホームページURL：<https://www.city.mishima.shizuoka.jp/062236.html>

- ・クラウドサインの機能・操作などに関する不明点については、下記ヘルプセンターをご活用ください。

ヘルプセンターURL：<https://help.cloudsign.jp/ja/>